第6回旭川市景観賞実施要領

1 目的

この要領は、旭川市景観賞表彰要綱第9条の規定に基づき、第6回目の募集、選考及び表彰について、必要事項を定めることを目的とする。

2 募集対象

旭川市域において良好な景観づくりに貢献している建築物、工作物、活動、行事等で次にあげるものとする。

- ・個人住宅,集合住宅,店舗,社屋,工場,学校などの建築物
- ・住宅団地, 商店街, 通り, まち並みなど
- ・道路、橋、街路灯、彫刻、壁画、ストリートファニチャーなど
- ・水辺、公園、広場、緑地、庭、ポケットパークなどのオープンスペース
- ・イルミネーション点灯、花壇造成、樹木植栽、美化清掃などの、継続して行われている活動
- ・イベント、お祭りなどの催し物で来年以降も開催される予定のもの
- ・その他 (総合的な観点から景観づくりに貢献しているもの)

ただし, 次に挙げるものについては対象としない。

- ・過去に旭川市都市景観賞、優良景観認定施設及び旭川市景観賞を受賞したもの
- 旭川八景
- ・道路など公共の場所から容易に見ることのできないもの(中庭など)

3 募集期間

平成26年6月2日(月)~平成26年8月1日(金)

4 選考基準

○単体のデザイン

対象そのものの良さを評価

テーマ,造形性,新しさ,検討の密度,使いやすさなどに着目

○調和

地域の自然環境や産業,文化,歴史を活かした景観づくりを評価 自然環境との調和,歴史への敬意,周辺のまち並みとの調和などに着目

○貢献

人々を引きつけ、景観の意識を高める景観づくりを評価 親しみやすさ、愛着、安らぎ、にぎわい、感動、目印、影響力などに着目

○取り組み

人々の景観づくりへの関わりを評価

継続性,保守,管理,公開性,協調性,先進性などに着目

5 募集の方法

- (1) 自薦及び他薦は問わず、応募者の居住地や応募点数の制限は設けない。
- (2) 応募の受付は都市計画課への持参又は郵送のほか、インターネットによる簡易申請で行う。
- (3) 応募者は、応募用紙又は任意の用紙、簡易申請フォームに次の事項を記入、添付する。 <必要事項>
 - ◇ 応募者の住所,氏名,電話番号,メールアドレス(簡易申請の場合)
 - ◇ 推薦する対象の名称, 所在地
 - ◇ 推薦理由
 - ◇ 推薦する対象の写真(簡易申請の場合は画像データ)

- 6 応募先
 - (1) 郵送・持参の場合 〒070-8525

旭川市6条通10丁目第三庁舎3階旭川市都市建築部都市計画課景観係

(2) 簡易申請の場合 http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/tosi_kei/index.htm

- 7 選考の方法と表彰の種類
 - (1) 選考の方法

旭川市景観審議会で選考する

○第1次選考 書類による選考

○第2次選考現地視察による採点評価

○景観賞の選考採点評価を基に協議で選考

- (2)表彰の種類
 - ○旭川市景観賞

ア 景観づくりに著しく寄与したと認められるもの イ その他この賞の趣旨に沿っているもの

○旭川市景観奨励賞 ア 景観賞に準ずるもので景観づくりへの努力が認められるもの

8 表彰

- (1)表彰
 - ○旭川市景観賞(4点以内)

表彰状と表彰銘板又は記念品を贈呈する。

ただし、建築物、工作物等が受賞の場合、所有者に表彰状と表彰銘板を、設計者に表彰状を 贈呈する。

○旭川市景観奨励賞 (4点以内) 表彰状と記念品を贈呈する。

○その他

所有者等が不明及び旭川市である場合は,表彰状等の授与は行わないものとする。 所有者等が受賞を辞退した場合は,表彰の対象から除外する。

(2) 表彰日

平成27年3月